

さっぽろ障<sup>しょう</sup>がい者<sup>しゃぶらん</sup>プラン2018



# 第1章 さっぽろ障がい者プラン2018の策定趣旨と位置付け

## 1 さっぽろ障がい者プラン2018の構成

さっぽろ障がい者プラン2018は次の計画を一体のものとして構成しています。

### (1) 障がい者計画（旧：障がい者保健福祉計画）

根拠法：障がい者基本法

障がいのある人の自立や社会参加のための支援等について、その基本的な施策を定めるものです。

### (2) 障がい福祉計画（第5期）、障がい児福祉計画（第1期）

根拠法：障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障がい者総合支援法）、児童福祉法

障害福祉サービスや障害児通所支援サービス等に係る提供体制の確保に関し、サービスごとの必要な量の見込みなどについて定めるものです。

さっぽろ障がい者プラン2018

障がい者計画【障がい者基本法】

障がい福祉に関する基本計画

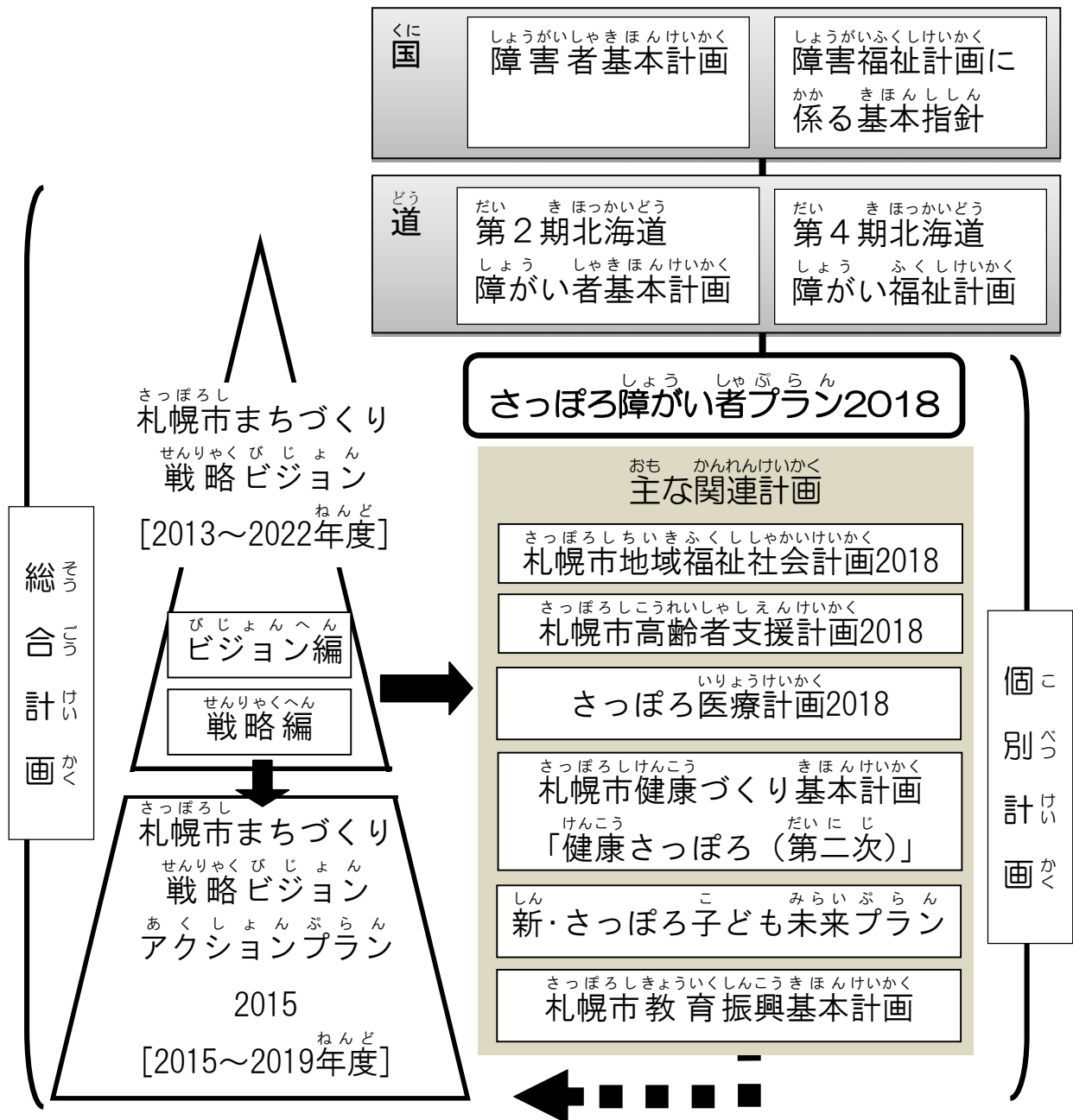
障がい福祉計画、障がい児福祉計画

【障がい者総合支援法、児童福祉法】

障害福祉サービス等に関する実施計画

## 2 さっぽろ障がい者プラン2018の位置付け

さっぽろ障がい者プラン2018(障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画)は、札幌市のまちづくりの基本指針である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」を上位計画とする障がい福祉施策に関する部門別計画であり、本市が定めたその他の関連計画のほか、国や北海道が定めた関連法令・計画等とも整合を図りながら策定しています。



## くさっぽろ障がい者プラン2018に関連する主な計画

### ◆札幌市地域福祉社会計画2018

幅広い市民の主体的な参加と、事業者、行政等の協働により、地域福祉に関連する取組を進めることで、「みんなで支え合い住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちさっぽろ」を実現することを目的として策定したものです。

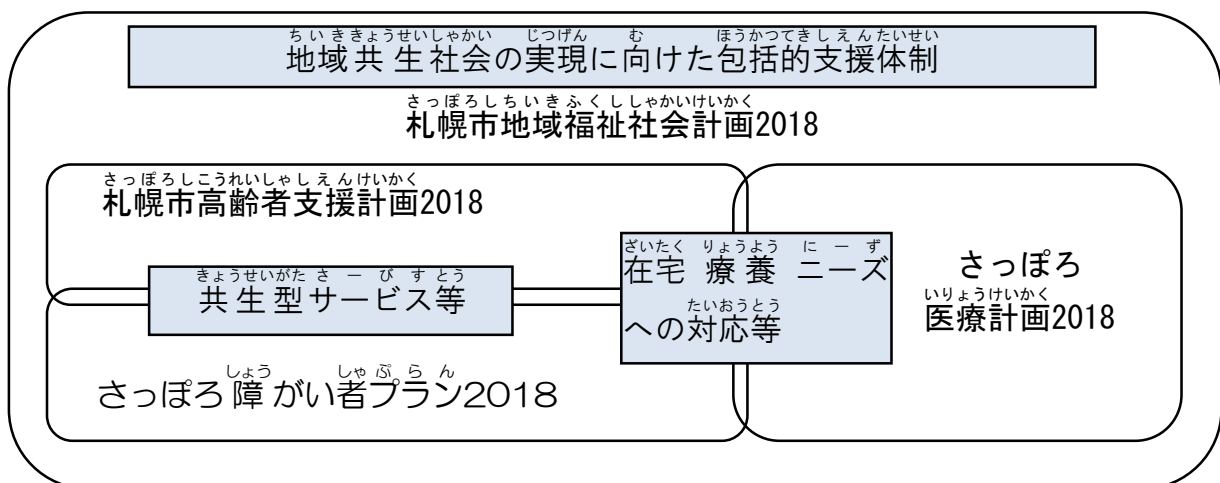
### ◆札幌市高齢者支援計画2018

団塊世代全てが75歳以上となる2025年に向けて地域包括ケア体制の着実な構築に向けた取組を定める「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」と、今後の高齢者の社会参加支援の取組の方向性を示す基本方針を一体的に策定したものです。

### ◆さっぽろ医療計画2018

市民が生涯を通して健康で安心して暮らせる社会の実現に向け、在宅医療体制の強化や医療に関する適切な情報提供を行うなど医療・保健システムの確立を基本理念として策定したものです。

### 【上記3計画との関係イメージ】



◆札幌市健康づくり基本計画「健康さっぽろ21」

市民が地域とのつながりの中で、すこやかに、また、心豊かに生活できる社会の実現に向けて、これからの10年間を展望した市民の健康づくりの指針です。

◆新・さっぽろ子ども未来プラン

主に次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画、札幌市子どもの権利に関する推進計画、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画で構成しており、子どもが生き生きと過ごし、子育て家庭の不安や負担が軽減される環境を総合的に整えることを目的に、子ども施策分野の個別計画として策定したものです。

◆札幌市教育振興基本計画

札幌市の教育の基本理念を示す「札幌市教育ビジョン」とそれに基づいて取り組む教育施策を示す「札幌市教育アクションプラン」で構成しており、札幌市の教育の目標や方向性を明らかにするとともに、教育に関する施策を総合的・体系的に進めることを目的として策定したものです。

### 3 計画期間

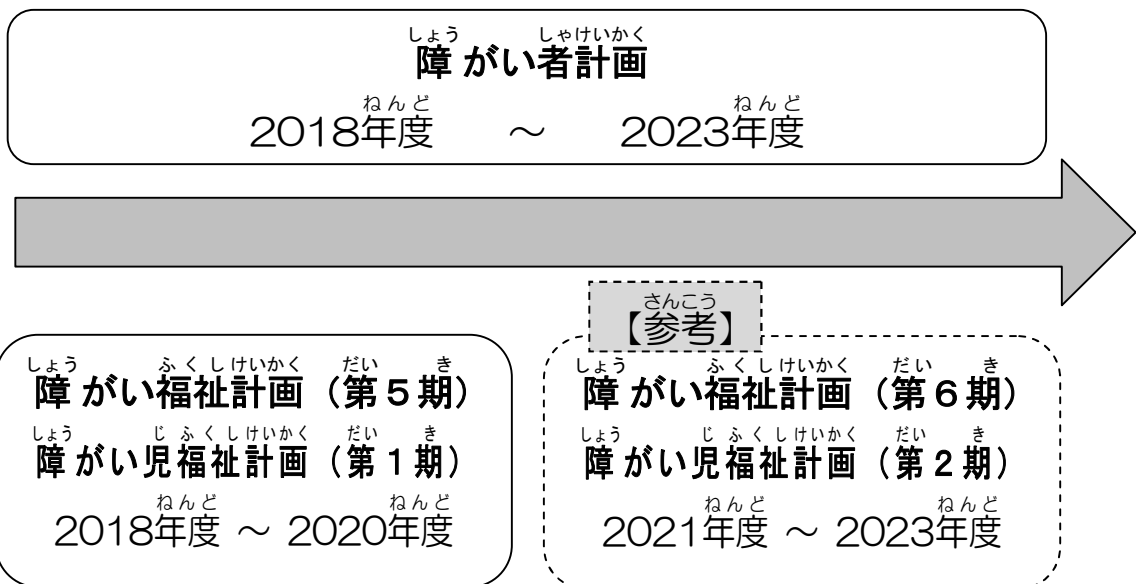
さっぽろ障がい者プラン2018の計画期間は次のとおりです。

◆ 障がい者計画 6年間

(2018年4月から2024年3月まで)

◆ 障がい福祉計画(第5期)、障がい児福祉計画(第1期) 3年間

(2018年4月から2021年3月まで)



## 4 障がい福祉を取り巻く環境

### (1) 国における障がい者制度改革の動き

我が国では、平成19年(2007年)に障がいのある人の権利を実現するために国がすべきことを定めた「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」に署名して以降、国内の必要な制度改革を進めてきました。

このような動きの中で、平成23年(2011年)に、障害者基本法が改正され、「日常生活又は社会生活において障がい者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずる」といういわゆる「社会モデル(⇒173ページ参照)」に基づく障がい者の概念や、障害者権利条約にいう「合理的配慮(⇒173ページ参照)」の理念が盛り込まれました。

また、平成24年6月に、障害者総合支援法が制定され、改正障害者基本法の理念が掲げられるとともに、障害福祉サービスの対象となる障がい児・者の範囲に難病患者等も加わるなどの見直しが行われました。

さらに、平成25年6月に障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的に「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が成立し、また、「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」の改正により、雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止等が定められました。(ともに平成28年4月から施行されています)。

その後、平成28年6月には、障がいのある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層



の充実や障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するため、障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、「自立生活援助」や「就労定着支援」など新たな福祉サービスがメニュー化されるとともに、医療的ケアを必要とする子ども(⇒174ページ参照)を含む障がい児への支援についても明記されるなど、障がいのある子どもへの支援体制の強化等が求められています。

## (2) ニーズの高度化・多様化

障がいのある人が地域で安心して生活していくことができるよう、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス(⇒174ページ参照)を中心に、様々な取組を実施しているところですが、個々の障がいの程度や状況に応じたきめ細かな支援、出生から学齢期、成人に至るまで、ライフステージ(⇒174ページ参照)に応じた切れ目のない支援などが求められています。

これらの高度化・多様化したニーズには、障害者総合支援法などによる法定サービスのみでは対応が難しいため、就労支援型の地域活動支援センターの運営など、札幌市独自の取組も併せて実施するなど、障がい特性等に配慮したきめ細かな支援の在り方について引き続き検討していく必要があります。

## (3) 地域の社会資源の活用

国における障がい者施策が大きく変わっていくなかで、障がいのある人のニーズに応じた質の高い支援を行っていくためには、行政による取組のほかに、地域のボランティア・関係団体、事業者等の地域の多様な社会資源を活用するなど、障がいのある人を地域全体

で支え合う体制づくりが必要です。

#### (4) 札幌市における施策展開

札幌市は、平成15年(2003年)3月、障がいのある人が、地域で自立した生活を送ることができる共生社会の実現を目的として、障がいのある人の生活全般にかかわる施策を体系化し、基本的な方向性を示した「札幌市障害者保健福祉計画」を策定しました。

その後、平成19年(2007年)3月に、障がいのある人の地域生活への移行や、就労支援を一層推進し、誰もがいきいきと暮らせるような元気あふれるまちづくりを進めるために、「札幌市障がい福祉計画(第1期)」を策定しました。

この2計画について、平成24年(2012年)3月に「さっぽろ障がい者プラン」として統合し、平成27年(2015年)3月の改定では、「安全・安心」「差別の解消・権利擁護」「行政サービスにおける配慮」の3分野を新設し、重点的に取組を行ってきたところで

す。また、平成28年(2016年)2月には、4月からの障害者差別解消法施行に備え、「障害者差別解消法を踏まえた札幌市の対応方針～共生社会の実現に向けて～」を策定し、札幌市が法に基づく取組を率先して行っていくことで、札幌市民全体で障がいを理由とする差別の解消を推進しています。

更に、平成29年(2017年)12月に「札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」を施行し、障がいのある人の情報取得や、コミュニケーションしやすい環境を整備していくこととしました。

## 5 さっぽろ障がい者プラン2018策定の趣旨

札幌市では、これまでも「さっぽろ障がい者プラン」に基づき、「共生社会の実現」を基本理念として、障がい者保健福祉計画（新しいプランからは「障がい者計画」に名称を改めます。）によって、障がいのある人に関する施策の方向性等を定めるとともに、障がい福祉計画では、障がいのある人が必要とする障害福祉サービス等の提供体制の確保を図ってきました。

一方で、現在のプラン策定後、国においては、障害者差別解消法の施行をはじめ、関連法の整備を進めるなど、障がいのある人の生活環境は大きく変わってきています。

このような状況から、札幌市では、障がいのある人たちのニーズ、各種審議会や各障がい者団体からの意見、この間の国の動向等も踏まえ、今後の札幌市における障がい者施策と、障害福祉サービス等の更なる充実を図っていくため、障がい者計画、障がい福祉計画（障がい児を含みます。）を一体化した「さっぽろ障がい者プラン2018」を策定します。

【参考】 障害者基本法による障害者の定義

障害者基本法第2条では、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害および社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいいます。

なお、平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障がい者の定義に新たに難病等を追加し、障害福祉サービス等の対象としました。